

8全内漁管連第 14 号  
令和 8 年 9 月 9 日

全国内水面漁場管理委員会連合会会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会  
会 長 福留 己樹夫  
(公 印 省 略)

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討  
およびアンケート調査の実施について（依頼）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和8年8月28日に開催された令和8年度第1回漁場管理対策検討会において、令和9年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が別紙1のとおりとりまとめられました。

つきましては、別紙2「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において、令和9年度の提案内容を協議いただきますようお願いいたします。

なお、次の提案行動においても、引き続き提案書の項目の内容の簡潔化、明確化の検討が必要と考えております。内容の修正や追加を行う項目については、その理由と文案、提出先省庁を具体的にお示し願います。特に項目の追加を行う場合は、提案の中で削除できるものがないか検討のうえご提案願います。

あわせて、別紙3のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしく願います。

また、「令和9年度提案項目に対する意見」、「令和9年度提案項目に係るアンケート調査」につきましては、各ブロック協議会の幹事県から別途送付される依頼文に従い、各ブロック協議会の幹事県に提出をお願いします。

【添付資料】

- 別紙 1 令和 9 年度提案項目素案
- 別紙 2 提案項目作成にあたっての考え方
- 別紙 3 令和 9 年度提案項目に係るアンケート調査
- 別紙 4 令和 9 年度提案項目取りまとめスケジュール（参考）
- 別紙 5 令和 8 年度第 1 回漁場管理対策検討会結果概要（参考）

## 提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成 17 年度の 14 項目から平成 27 年度の 34 項目へと、増加の一途をたどり、内容が膨大となり、適宜削減に向けた見直しを行いながらも令和 7 年度は 26 項目となっております。

これらは各ブロック協議会において協議され、必要に迫られて提案されているものですが、令和 8 年度は、提案の訴求性、実効性をより高めることを目的に、各ブロック協議会の意見を踏まえつつ、提案項目のさらなる削減、表現の簡略化・明確化を図り、全体で 21 項目とし、文字数も 1 割以上削減いたしました。

令和 9 年度の提案項目についても、さらに「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

### **1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。**

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとする。

### **2 個別の事案は盛り込まない。**

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案※について、提案項目とすること。

※ただし、地域限定でも広域化が懸念される事案についてはこの限りではない。

### **3 提案した結果に対する評価を行う。**

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

**1 第1回漁場管理対策検討会（8月28日開催）**

令和9年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

**2 アンケート回答等のとりまとめ**

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

**3 各ブロック協議会**

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（岩手県）・・・令和8年10月28日、29日
- ・中日本ブロック協議会（新潟県）・・・令和8年11月25日、26日
- ・西日本ブロック協議会（徳島県）・・・令和8年11月9日、10日

**4 正副会長会（令和8年12月）**

- ・各ブロック協議会から提出された意見を踏まえた提案項目案を協議、役員県事務局長会議に提出する資料を決定。

**5 役員県事務局長会議（書面：令和9年1月－2月）**

- ・正副会長会で決定した事務局案を提示し、最終調整を行う。

**6 第2回漁場管理対策検討会（令和8年3月）**

提案項目について、令和9年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

**7 第2回役員会（上記6と同日開催）**

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和9年度通常総会に議案として提出する。

**8 令和9年度通常総会（令和9年5月）**

提案書（案）を議案として上程する。

**9 令和9年度提案行動（令和9年6月又は7月）**

令和9年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。